

○上天草市条件付一般競争入札実施要綱

平成24年6月29日告示第70号

改正

平成26年4月1日告示第32号の2

平成26年9月30日告示第60号

平成26年12月17日告示第77号

令和元年9月30日告示第15号の4

令和2年3月31日告示第46号

令和8年3月16日告示第15号

上天草市条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市が発注する建設工事に係る条件付一般競争入札の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象工事は、予定価格が3,000万円以上のものとする。

ただし、災害その他の理由により緊急を要する場合その他条件付一般競争入札方式に係る手続により難しい場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる工事のほか、市長が特に必要と認める工事

(入札手続の種類)

第3条 入札の手続は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）の審査を入札前に行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法（以下「事前審査型」という。）。

(2) 入札において最低の価格を提示した者（最低制限価格未満の価格を提示し失格となった者又は低入札価格調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる者を除く。以下「落札候補者」という。）について、入札後、競争参加資格の審査を行い、競争参加資格があると認めた場合に落札者として決定する方法（以下「事後審査型」という。）。

(入札の公告)

第4条 対象工事を条件付一般競争入札に付そうとする場合においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定及び上天草市公告式条例（平成16年上天草市条例第3号）に基づき公告を行うほか、くまもと県市町村入札情報公開サービスシステム（以下「情報公開サービス」という。）により掲載を行うものとする。

2 前項の規定による入札の公告（以下「入札公告」という。）は、次に掲げるものと

する。

- (1) 事前審査型の場合は、事前審査型条件付一般競争入札標準入札公告例及び事前審査型一般競争入札公告共通事項書
- (2) 事後審査型の場合は、事後審査型条件付一般競争入札標準入札公告例及び事後審査型一般競争入札公告共通事項書
(競争参加資格)

第5条 競争参加資格として次に掲げる事項を設定するとともに、入札公告又は共通事項書（事前審査型一般競争入札公告共通事項書及び事後審査型一般競争入札公告共通事項書をいう。以下同じ。）において当該事項を明らかにするものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事に係る工事種別について、上天草市工事等入札心得（平成16年上天草市告示第86号）第2条の規定に基づき一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出し受理された者であること。
- (3) 対象工事に係る工事種別等について、次の条件を満たすこと。
 - ア 市外に主たる営業所を有する建設業者にあつては、対象工事に係る工事種別について、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査における総合評定値（以下「総合評定値」という。）が一定の点数以上であること。
 - イ 市内に主たる営業所を有する建設業者であつては、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱（平成16年上天草市告示第89号）第5条の規定に基づき対象工事に係る工事種別について特定の認定を受けているものであること。ただし、対象工事に係る工事種別が格付業者以外であるときは、総合評定値が一定の点数以上であること。
- (4) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合は、構成員数、組合せ、出資比率及び構成員の資格について、一定の条件を満たすこと。
- (5) 対象工事と同種工事の施工実績があること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- (6) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格及び同種工事の施工経験をできるだけ詳細に明示すること。）。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- (7) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がある

など、経営状態が著しく不健全でないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、第2項に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。

(10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本又は人事面において関連がある」ことの具体的内容を入札公告又は共通事項書において明らかにすること。）。

(11) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合又は同一の共同企業体に属する場合を除く。）。

ア 資本関係が次に掲げるいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。

(ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係で、次のいずれかに該当する二者の関係ある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
(競争参加資格の決定)

第6条 前条に掲げる競争参加資格は、対象工事ごとに、競争入札資格審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て決定するものとする。

2 審査会は、上天草市建設工事等指名委員会をもって充てることとする。

（設計図書の閲覧及び配布の方法）

第7条 設計図書の閲覧及び配布については、次のとおり行うものとする。

(1) 設計図書の閲覧及び配布については、情報公開サービスにより行うものとする。

(2) 設計図書は、入札公告を開始した日から閲覧及び配布を開始するものとし、開札執行の日の前日まで行うものとする。

(3) 設計図書の閲覧及び配布の期間並びに方法を入札公告において明らかにするものとする。

(競争参加資格確認申請書及び資料の提出)

第8条 条件付一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者(事後審査型にあつては、落札候補者)に申請書及び競争参加資格を確認するために必要な書類(以下「資料」という。)の提出を求めるものとする。

2 前項の場合において申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札公告を開始した日の翌日から起算して8日間(上天草市の休日を定める条例(平成16年上天草市条例第2号)第1条に規定する上天草市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)とする。ただし、事後審査型にあつては、原則として、開札日の翌日から起算して2日間(休日を含まない。)とする。

3 競争参加資格として、特定建設工事共同企業体であることを求める場合には、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書の写しの提出を求めるものとする。

4 申請書及び資格確認資料の提出は、くまもと県市町村電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により行わせるものとする。ただし、電子入札システムによる提出が困難な者又は書面による入札により参加しようとする者については、総務部監理課(以下「監理課」という。)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)させるものとする。

5 競争参加資格申請の期限までに申請書及び資料を提出しない者又は市長が競争参加資格がないと認めた者は、事前審査型にあつては、当該競争入札に参加できないものとし、事後審査型にあつては、落札を決定しないものとする。

6 第1項から前項までに掲げる事項及び次に掲げる事項は、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(1) 申請書及び資料は、共通事項書において示す様式により作成すること。

(2) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とすること。

(3) 提出された申請書及び資料は競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。

(4) 提出された申請書及び資料は返却しないこと。

(5) 提出期限以降における申請書及び資料の差替え並びに再提出は、特別の事情がある場合を除き認めないこと。

(6) 申請書及び資料に関する問合せ先

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(資料の内容)

第9条 資料の内容は、次に掲げるものとし、入札公告又は共通事項書において明らか

にするものとする。

- (1) 第5条第5号に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績
- (2) 第5条第6号に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験

2 前項第1号の同種工事の施工実績及び前項第2号の配置予定技術者の同種工事の施工経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものを、前項第2号の配置予定技術者については、複数の技術者をそれぞれ記載することができるものとし、その旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

3 入札担当者は必要があると認めるときは、第1項に掲げる資料の内容を証明するために必要な書類を求めることができるものとする。この場合において、当該書類の提出を求めるときは、その旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(競争参加資格の確認)

第10条 提出された申請書及び資料に基づき競争参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 前項の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって審査会の審査を経て行うものとする。

3 第5条第5号の同種工事の施工実績及び同条第6号の配置予定技術者の同種工事の施工経験の確認を行うに当たっては、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験をもって行うものとし、詳細は入札公告において明らかにするものとする。

4 第5条第6号に掲げる配置予定技術者が、施工中の他の工事に従事している場合は、対象工事の現場施工に着手する日の前に対象工事に従事できる見込みであることを確認するものとする。

5 事前審査型にあつては、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して、原則として、10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。事後審査型にあつては、原則5日以内に、競争参加資格の確認の結果、競争参加資格があると認めた場合は落札者の決定について入札参加者に対し通知し、競争参加資格がないと認めた場合は競争参加資格がないことについて落札候補者に対し通知するものとする。

6 前項の通知は、事前審査型において参加資格がないと認めた場合を除き、原則として、電子入札システムにより行う。書面により通知する場合は、事前審査型においては競争参加資格確認通知書（別記第1号様式）、事後審査型において、落札者の決定について通知する場合は落札者の決定について（別記第2号様式）、競争参加資格がないことについて通知する場合は競争参加資格確認通知書（別記第3号様式）によ

り行うものとする。

7 第5項の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対し、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

8 第1項及び第2項から第5項までに掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第11条 競争参加資格がないと認められた者は、前条第5項の通知の日から起算して5日(休日を含まない。)以内に市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

2 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合には、参加資格異議申立書(別記第4号様式)を持参することとする。

3 参加資格異議申立書(別記第4号様式)の提出場所は、監理課とする。

4 第1項の説明を求められたときは、原則として、第1項の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、7日以内に、説明を求めた者に対し、通知書(別記第5号様式)により回答するものとする。

5 監理課は前項の回答内容を、審査会に報告するものとする。

6 説明を求めた者に競争参加資格があると認めた場合においては、前条第5項の通知を取り消し、第4項の回答と併せて競争参加資格確認通知書(別記第1号様式)又は落札者の決定について(別記第2号様式)により競争参加資格がある旨を通知するものとする。

7 前項の通知を行う場合においては、審査会の審査を経るものとする。

8 第1項から第4項までの事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(入札公告、共通事項書及び設計図書等に対する質問)

第12条 入札公告、共通事項書及び設計図書等に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を情報公開サービスにより閲覧に供するものとする。

2 質問書の提出期間は、原則として入札公告を行った日から開札日の6日前(休日を含まない。)までとする。

3 質問書の提出は、監理課に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとする。

4 質問に対する回答は回答書(別記第6号様式)により作成し、その閲覧は、原則として、質問書を受領した日から起算して2日後(休日を含まない。)までに開始し、開札日の前日に終了するものとする。

5 第1項から前項までに掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第13条 入札保証金は上天草市契約規則（平成16年上天草市規則第36号）第11条の規定により免除するものとする。

2 契約保証金は、納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供若しくは銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

3 前2項に掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。
(入札及び開札の執行)

第14条 開札は、原則として、第12項第2項の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して6日後（休日を含まない。）に執行するものとし、入札は、原則として、入札公告を行った日の翌日から（翌日が休日の場合は、最初の休日でない日からとする。）開札日前の直近の休日でない日までの期間に電子入札システムにより行うものとする。

2 書面による入札の場合は、入札の執行に先立ち、競争参加資格確認通知書の写し（事前審査型の場合に限る。）及び紙入札移行承認願（市の承認印のあるもの）を入札参加者に提出させるものとする。

3 入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提示を求めるものとし、工事費内訳書の提示がない場合は、当該入札を無効とするものとする。

4 開札は、原則として、電子入札システムにより、入札担当者が行うものとするが、書面による入札の参加者がある場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

5 前4項に掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。
(入札の無効の明記)

第15条 次に掲げる入札の無効については入札公告及び共通事項書において明らかにするものとする。

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札

2 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す旨及び市長が競争参加資格のあることを確認した者であっても、開札又は落札者決定時において上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けている者その他開札において第5条に掲げる資格のない者は競争参加資格の

ない者に該当する旨を入札公告及び共通事項書において明らかにするものとする。

(落札候補者の決定方法)

第16条 事後審査型において、開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、低入札価格調査制度を適用する場合は、上天草市建設工事低入札価格調査実施要領運用基準（平成16年上天草市告示第93号）第3条に規定する判定基準価格以上の価格をもって申込みをした者又は最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示したものを落札候補者とするものとする。

- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
- 3 落札候補者の競争参加資格がなかった場合は、次に低い価格を提示した者から順に、競争参加資格が確認できるまで、申請書及び資料の提出を求めるものとする。なお、次の候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は落札者として決定されなかった落札候補者を除き、電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
- 4 落札候補者は、第5条に掲げる競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その旨を申し出なければならないものとする。
- 5 前項の規定による申出を行わなかったときは、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 6 前5項までに掲げる事項を入札公告及び共通事項書により明らかにするものとする。

(苦情申立て)

第17条 本要綱に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し苦情がある場合は、苦情を申し立てることができる旨を共通事項書において明らかにするものとする。

(落札者等の公表)

第18条 落札者を決定したときは、上天草市建設工事の入札及び契約に係る情報の公表要領（平成16年上天草市告示第91号）第4条の規定により落札者等を公表するものとする。

(その他)

第19条 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を共通事項書において明らかにするものとする。

- 2 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 3 対象工事の発注担当課は、落札者が第9条第1項第2号の資料に記載した配置予定

技術者を対象工事の現場に配置させるものとする。

- 4 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
(令和7年度における対象工事の特例)
- 2 令和7年度に発生した災害の復旧に係る建設工事のうち土木一式工事における第2条第1項の規定の適用については、同項中「3,000万円」とあるのは、「6,000万円」とする。

附 則 (平成26年4月1日告示第32号の2)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日告示第60号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月17日告示第77号)

この要綱は、平成26年12月18日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日告示第15号の4)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第46号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月16日告示第15号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の上天草市条件付一般競争入札実施要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

商号又は名称

代表者氏名 様

上天草市長

競争参加資格確認通知書

さきに申請のあった 工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 公告日
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 工事場所
- 5 競争参加資格の有無 有 ・ 無
- 6 入札に当たっての注意事項【競争参加資格有りの場合】
 - (1) 上天草市工事等入札心得その他関係規定を承知の上、入札してください。
 - (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。
 - (3) 入札に際しては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
 - (4) 入札時に必ずこの通知書の写しを持参してください。
 - (5) その他、注意事項を承知の上、入札してください。
- 7 参加資格がないと認めた理由【競争参加資格無しの場合】

なお、競争参加資格がないと通知された場合は、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに上天草市総務部監理課へその旨を記載した書面を提出してください。

別記第2号様式

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

上天草市長

落札者の決定について（通知）

年 月 日に実施した入札について、下記のとおり落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 落札者
- 5 落札金額

商号又は名称

代表者氏名 様

上天草市長

競争参加資格確認通知書

さきに申請のあった 工事に係る競争参加資格について、下記の理由により競争参加資格が認められなかったので通知します。

記

- 1 公告日
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 工事場所
- 5 参加資格がないと認めた理由

なお、競争参加資格がないと通知された場合は、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに上天草市総務部監理課へその旨を記載した書面を提出してください。

年 月 日

競争入札資格審査会長

様

(苦情申立者の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(電話番号)

1 対象となる工事名

2 根拠となる事項

別記第5号様式

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

上天草市長

通知書

年 月 日に提出のあった 年度 号 工事に係る請
求について、下記のとおり回答します。

記

- 1 通知した参加資格がないと認めた場合
- 2 競争参加資格がないと認めた理由の説明

